

令和7年度中山間地域等直接支払制度の事業実績は、次のとおりです。

1. 協定数

区分	協定数
集落協定	24
個別協定	1

2. 協定ごとの交付対象農用地面積及び交付金額

	急傾斜（田）	緩傾斜（田）	急傾斜（畑）	緩傾斜（畑）	ネットワーク加算	スマート農業加算	合計	
集落協定名	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	交付金 (円)	交付金 (円)	面積 (㎡)	交付金 (円)
3区東郷	49,492	84,108	0	0	0	0	133,600	1,712,196
上戸河内中山間	52,261	152,074	0	0	0	0	204,335	2,314,073
戸河内（中）	190,930	160,217	0	0	0	0	351,147	5,291,266
下戸河内中山間活動組織	38,801	128,559	0	0	0	0	167,360	1,843,293
4区中山間	48,525	160,428	0	0	0	0	208,953	2,302,449
5区中山間組合	82,019	255,348	0	0	0	0	337,367	3,765,183
6区	68,914	4,390	0	0	0	0	73,304	1,482,314
上平泉中山間	23,333	232,279	0	0	0	0	255,612	2,348,225
14区中山間組合	308,673	6,437	1,299	0	0	0	316,409	6,548,567
15区滝の沢	117,966	0	0	0	0	0	117,966	2,477,286
15区竜ヶ坂	92,255	322	0	0	0	0	92,577	1,939,931
16区石合	58,037	0	0	0	0	0	58,037	1,218,777
16区石合東	15,356	0	0	0	0	0	15,356	257,980
16区いさござわ	77,069	0	0	0	0	0	77,069	1,618,449
17区俄坂	101,344	0	8,173	0	0	0	109,517	2,222,213
18区中村	157,703	18,800	6,522	0	0	0	183,025	3,537,166
18区東岳	150,161	0	0	0	0	0	150,161	3,153,381
東岳中央	63,106	4,254	0	0	0	0	67,360	1,359,258
平石沢	108,526	21,918	0	0	0	0	130,444	2,454,390
19区	149,826	60,500	0	0	0	0	210,326	3,630,346
観音	89,483	11,168	0	0	0	0	100,651	1,968,487
20区地域	105,078	41,232	0	0	0	0	146,310	2,536,494
21区	64,601	5,909	0	0	582,040	352,550	70,510	2,338,483
21区中央	93,319	76,127	458	6,800	776,704	883,520	176,704	4,258,006
個別協定	19,085	36,258			0	0	55,343	690,849
計	2,325,863	1,460,328	16,452	6,800	1,358,744	1,236,070	3,809,443	63,269,062

3. 農業生産活動等の実施状況（集落協定共通）

活動内容	取り組んでいる協定数
I. 農用地に関する事項	
① 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う	10
② 既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う	
③ 既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う	8
④ 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う	20
⑤ 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う	3
⑥ 限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む)を行う	5
⑦ 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う	
⑧ 協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する	
⑨ 集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う	1
⑩ その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）	
II. 多面的機能を増進する活動	
① 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う	20
② 棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う	
③ 景観作物を作付ける	6
④ 土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）	1
⑤ 体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）	
⑥ 魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）	
⑦ 冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る	1
⑧ 粗放的畜産を行う	
⑨ 堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う	
⑩ その他	1

※協定数は延べ数

4. 農業生産活動等の体制整備の実施状況（体制整備単価協定）

ネットワーク化活動計画を作成する	ネットワーク化活動計画を令和11年までに作成する	23協定
------------------	--------------------------	------